

## 第10章 計画の推進体制

### 1 推進体制の基本原則

生物多様性に関わる課題は、特定の一つの要因によって生じているわけではなく、複雑で複合的な要因によってもたらされていることが多く見られます。こうした課題に対しては、役割分担を明確にして個々に取り組むよりも、みんなで一緒に取り組むほうが、より大きな成果を得ることができます。

このため、国、県、市町村、研究者、企業・事業者、NPO・民間団体、県民がそれぞれの得意な「役割（個性）」を生かしながら、それぞれの取組を相互に情報交換するなどして「連携（つながり）」を強化し、協働により取り組んでいくこととします。

### 2 関係主体に期待される役割

生物多様性に関わる施策は、多くの主体が協働して取り組んでいく上で、各主体が担うことが期待される役割を提示します。

(1) **県民** 一人ひとりの県民こそが中心的な役割を担う存在であり、生物多様性が日々の暮らしと密接に関わっていることを常に認識することが重要です。このため、積極的に自然とふれあい・体験し、生物多様性や環境文化など、地域固有の人と自然との関わりについて理解を深め、その上で、主体的な取組を担うこととなります。

- ① 身近な自然の姿に関心を寄せ、30年前、50年前と、現在の自然と人間の関わり方がどのように変化したかについて、知るよう努めます。
- ② 自然観察会、エコツアー、営農体験などへの参加を通じて、自然体験の機会を増やします。
- ③ 生物多様性に係る講演会や学習に積極的に参加します。
- ④ 外来生物やペットの野外への放棄をしないよう努めます。
- ⑤ 県や市町村等が実施する生物多様性保全施策に協力します。
- ⑥ 地産地消に努め、地域の伝統野菜や伝統食の消費に努めます。
- ⑦ 自然にやさしい方法で生産された商品を選択して購入します。

(2) **NPO・民間団体** 県民や事業者など、多くの主体によって組織されており、自然体験プログラムの提供や里山の保全管理など、地域に密着した活動を展開しており、大きな役割を果たしています。これらの団体は、協働による取組の中核をなす存在と

して地域と県、国などの行政とをつなぐコーディネーターとしての役割が期待されています。

- ① 自然観察活動や里山の保全活動など、生物多様性保全のための地域活動を推進します。
- ② 生物多様性保全に関する各種行事、講習会や講演会等の開催のほか、生物多様性保全に取り組む他の主体と連携・協力します。
- ③ 専門性や地域性などの特徴を生かした、生物多様性保全活動の企画、実施、普及啓発を行います。
- ④ 専門性等を生かし、事業者や行政の活動に対する提言を行います。

**(3) 企業・事業者** 企業・事業者は、事業活動が生物多様性に支えられていることを認識し、生物多様性の保全と持続可能な利用を事業活動の前提条件とすることで、生物多様性に対して大きく貢献できる存在です。また、企業・事業者としての得意分野を生かした生物多様性保全活動の自主的・積極的な推進や、生物多様性分野での社会貢献活動を進めることができます。

- ① 製品等の原料調達、生産、流通、消費や廃棄等の事業活動において、生物多様性に対する影響を考慮した製品の開発、消費者への情報提供を行います。
- ② 企業の社会的責任（CSR）に基づく活動として、従業員一人ひとりの生物多様性保全活動への参加を奨励します。
- ③ 生物多様性保全活動を担う地域のNPO等への支援を行います。

**(4) 研究者などの専門家** 大学など試験研究機関の専門家は、生物多様性や環境文化について科学的に研究し、その記録や分析を専門的に行える主体です。県内での研究活動を一層進めるとともに、得られた成果は地域や企業活動に還元し、地域づくりに貢献をすることができます。

- ① 地域のニーズに応じた研究活動を実施します。
- ② 地域住民に対する研究成果の還元のための報告会を開催します。
- ③ 生物多様性に関する知識の普及、人材の育成、生物多様性に関する情報の収集・発信等を行います。

**(5) 市町村** 住民に最も身近な行政機関であり、地域の特徴を一番熟知している存在です。地域の自然的・社会的諸条件を考慮して、各主体が行おうとする取組の方向性を提示し、各主体の自主的・積極的な活動を促進・支援することができます。

- ① 生物多様性地域戦略を策定します。
- ② 各種計画の策定に際しては、野生生物の生息・生育環境の確保など、生物多様性に配慮した計画づくりを行います。
- ③ 無秩序な開発を防止し、自然とのつながりを取り戻すため、土地利用等に関する計画において生物多様性の保全を明確に位置付けます。
- ④ 各種事業の実施に際しては、必要に応じて、環境影響評価を実施し、生態系に配慮した環境への負荷の少ない工法、技術の開発・採用を行います。
- ⑤ 事業者や住民、民間団体の生物多様性保全活動を促進するための環境教育・環境学習の推進、民間活動の支援及び情報の提供を行います。

(6) **県** 各主体と連携・協働し、地域特性に配慮した生物多様性施策を総合的かつ計画的に促進する役割を持っています。県内の各主体による取組の方向性や役割分担等を提示するとともに、協働による活動の基盤づくりに努め、各主体の自主的・積極的な活動を促進します。また、自らも、率先して生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組みます。

- ① 生物多様性鹿児島県戦略の実行を通じて、県民、団体、企業・事業者などに働きかけ、生物多様性について広く浸透するための取組を行います。
- ② 重要な生態系の保全・再生、有害鳥獣対策、外来種対策等について指針を作成し、市町村や各主体による取組の方向性を示すとともに、重要な課題については率先して取り組みます。
- ③ 鹿児島県の生物多様性の置かれた状況を評価し、必要な対策の実施について、関係者に助言・要請します。
- ④ 各種計画の策定に際しては、野生生物の生息・生育環境の確保など、環境に配慮した計画づくりに努めます。
- ⑤ 各種事業の実施に際しては、必要に応じ、環境影響評価を実施し、生態系に配慮した環境への負荷の少ない工法、技術の開発・採用に努めます。
- ⑥ 市町村、事業者、県民や民間団体等の生物多様性活動を促進するため、環境教育・環境学習の推進、情報の提供に努めます。また、市町村や民間企業等による生物多様性戦略等の策定について積極的に技術的な支援を行います。

(7) **国（出先機関）** 国はその保全管理に責任を負う保護地域や野生生物について、地域との合意形成に努め、積極的な取組を行うことが必要です。また、国が行う各種施策が、地域の生物多様性に負の影響を及ぼすことのないように十分な注意を払うこと

が必要です。

### 3 戦略の進行管理

この戦略の推進のために、「生物多様性鹿児島県戦略推進会議」を設置し、戦略に基づく施策実施にあたっての調整や、戦略の進捗状況の把握と評価、戦略の見直し等に取り組むものとします。

#### (1) 進捗状況の把握と評価

この戦略の着実な実行を確保するため、戦略の各施策について進捗状況を点検し、その結果を公表します。

#### (2) 計画の見直し

この本戦略は平成26年度から35年度までの10年間の計画であり、策定5年後には中間評価と必要な改訂を行うとともに、10年後には、自然的・社会的な状況の変化を踏まえ、本計画の全面的な見直しを行うものとします。

#### (3) 数値目標

順応的管理を進める観点から、生物多様性の保全を直接的な目的とする施策等について、達成すべき数値目標を別表のとおり設定します。

なお、生物多様性や自然環境については、数値での指標化が難しい事項が多く、別表の指標だけでなく、総合的に評価していくことが大切であることに留意する必要があります。

別表 数値目標

	指標項目	数値目標	備考
1	「生物多様性」という言葉の県民の認知度	平成35年度までに 33%→80%	テーマ1
2	生物多様性地域戦略を策定する市町村数	平成35年度までに 全市町村	テーマ1
3	県土面積に対する自然公園の指定割合	平成35年度までに 9.4%→14.4%	テーマ2
4	鳥獣保護区の面積	現状維持	テーマ2
5	県本土及び種子島のニホンジカ生息密度	5頭/km <sup>2</sup> （保護地域） 2頭/km <sup>2</sup> （調整地域）	テーマ3
6	生息・生育環境の悪化を理由に鹿児島県レッドリストに掲載されている絶滅危惧種の数	現状維持	テーマ3
7	指定希少野生動植物種	平成35年度までに 42種→60種	テーマ3
8	『聞き書き』に取り組む団体数	平成35年度までに 50団体	テーマ4
9	交通事故や他の生物の捕食による死亡が確認されたアマミノクロウサギの数	平成35年度までに 現状（平成21～25年度・平均約20頭/年）の10分の1以下	特別テーマ
10	奄美群島エコツーリズム推進協議会による認定ガイドの人数	平成30年度までに 50名	特別テーマ



# 生物多様性鹿児島県戦略の概要

## 「生物多様性」という概念の整理

2章

### 3つの多様性

- 生態系の多様性
- 種の多様性
- 遺伝子の多様性

### 生き物の「個性」と「つながり」

失われると私たちの豊かな暮らしに大きな損失が生じる

#### ◇私たちの暮らしは生物多様性に支えられている

＜生態系サービス(自然の恩恵)をもたらす＞

- ◆人間にとって有用な資源(供給サービス)
- ◆将来にわたって安全な暮らしを保証(調整サービス)
- ◆地域特有の文化の根源(文化的サービス)
- ◆すべての生命の生存基盤(基盤サービス)

#### ◇自然と人間が長時間かけて作り出した歴史の記録

- ◆地球と人間の歴史を後世に伝える

### 日本人の自然観そのもの

- ◆多種多様な自然、生き物があるのは当たり前(山川草木悉皆成仏、八百万の神等の伝統的自然観)

### 鹿児島県の最大の財産

- ◆鹿児島県の魅力や個性の源～食と歴史文化を支える～

## 鹿児島の生物多様性の特徴と課題について

3・4章

### 生物多様性の5つの特徴(アピールポイント)

1. 日本列島の縮図  
(3つの気候帯, 日本の種の半分, 火山等)
  2. 渡瀬線で分けられる2つの生物の世界  
(2つの生物地理区, 黒潮による分断)
  3. アジア・太平洋地域との結節点  
(生物, 文化等のアジア地域等とのつながり)
  4. 環境文化が息づく土地  
(自然と共生する生活文化が今日も見られる)
  5. 生物多様性に支えられた鹿児島の産業  
(農林水産業, 観光は生物多様性の恩恵)
- 【2つの世界自然遺産を持つということ】

### 生物多様性を取り巻く根源的な危機と5つの課題

#### 5つの課題

1. 開発や乱獲など人間活動による影響
2. 人間活動の減少による里地里山の自然の変化や鳥獣の増加による影響
3. 人為的に生態系に持ち込まれた外来生物や化学物質等による影響
4. 地球温暖化による影響
5. 環境文化の衰退と生物多様性情報の蓄積の不足

#### 背景にある危機

県土の二極化  
(都市への人口集中と過疎地・無居住地の拡大)

## 基本理念と目標の設定

5・6章

### 基本理念

「共生」:すべての生き物と共に生きている  
「循環」:生き物はつながりあい, 命は循環する

### 基本目標

新たな「自然と共生する社会」の実現  
(10年後, 30～50年後の目指す社会像を提示)

## これから取り組んでいくこと(基本方針と取組等)

7～10章

### 基本方針

1. 参加を通じて, 人と自然(生物多様性)のつながりを理解する
  2. 重要地域を保全し, 自然のつながりを取り戻す
  3. 生物多様性情報を蓄積し, 科学的に生態系を管理する
  4. 生物多様性を支え, 生物多様性に支えられる環境文化を継承する
  5. 生物多様性の向上につながる産業活動やライフスタイルに転換する
- 【2つの世界自然遺産を目指す地域としての先駆的な取組の推進】

### 戦略の実施にあたって留意すべき視点

- ① 「自然資本」の考え方を基調とする視点
- ② 科学的・統合的に取り組む視点
- ③ 予防的・順応的に対応する視点
- ④ 自然と人間の関係史・文化を踏まえて取り組む視点
- ⑤ 2つの世界自然遺産を有することを生かす視点

### 新たな「自然と共生する社会」を実現するための行動計画

- ◆ 5つの基本方針に則した取組例
  1. 「一村一生物」運動(仮称)
  2. 県立自然公園総点検と自然公園の指定推進
  3. 総合的な外来生物対策の推進
  4. 環境文化を継承するための「聞き書き」の促進
  5. 生物多様性に配慮した製品の消費促進の取組
- ◆ 2つの世界自然遺産を目指す地域としての先駆的な取組
  - ・ 南方の島々の環境文化の研究
  - ・ 奄美群島世界自然遺産の登録予定地周辺での緩衝機能の強化(生態系ネットワークの強化)
  - ・ 奄美群島のお年寄りの世界自然遺産サポーター(仮称)委嘱と聞き書きの推進
  - ・ 奄美群島世界自然遺産トレイル(仮称)の設定
  - ・ 屋久島をモデルとした低炭素型社会と自然共生型社会の形成

### 推進体制

各主体が役割(個性)を生かしながら, 連携(つながり)を強化し, 協働で取り組むことが原則。計画は10年で見直し。

# 資料編

## ●用語解説

### 【アルファベット】

#### IPM（総合的病害虫管理・雑草管理）

IPMとは、Integrated Pest Management の略称。我が国では、病害虫や雑草に対する防除についての総合的な管理手法のことを指す。具体的には、病害虫の発生状況（発生予察情報）に応じて、耕種的防除（伝染源の除去や輪作体系の導入等）、生物的防除（天敵やフェロモン等の利用）、化学的防除（化学合成農薬散布等）、物理的防除（粘着板や太陽熱消毒等）を組み合わせた防除を実施することにより、病害虫等の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制し、かつ、そのレベルを維持する病害虫・雑草管理手法。IPMの導入を通じて、農薬の使用量の抑制や環境への負荷低減を図ることとしている。

#### CO2フリーの島づくり

世界自然遺産に登録されている屋久島では、ほぼ全ての電力が水力発電で賄われており、他の地域にない大きな特徴となっており、この特徴を生かして、事業活動や家庭、運輸部門等における二酸化炭素排出量の削減を図るとともに、石油類を燃料源とすることなく二酸化炭素の発生が実質的に抑制された先進的な地域づくりを図り、屋久島を、多様で豊かな自然環境を有する「地球環境先進県」としての本県の情報発信のモデル地区にすることを目指す取組のこと。電気自動車の普及に向けた取組が進められている。

#### CSR（企業の社会的責任）

Corporate Social Responsibilityの略で、企業の社会的責任の意味。企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方。環境保護のみならず、行動法令の遵守、人権擁護、消費者保護などの分野についても責任を有するとされている。

#### K-GAP（かごしまの農林水産物認証制度）

鹿児島県版GAPのこと。GAPとはGood（よい）Agricultural（農業の）Practice（やり方）の頭文字を略して、GAP（通称ギャップ）という。県産農林水産物に対する消費者の安心と信頼を確保するため、GAP手法の考え方を取り入れ安心と安全を考えた基準に沿って生産工程管理を行う生産者の取



り組みを外部機関が審査・認証する県独自の制度。

### M A B 計画（人と生物圏計画）

ユネスコの長期政府間共同研究事業計画として1971年に発足した研究計画。Man and Biosphere（人と生物圏計画）の頭文字からM A B 計画または単にM A B（マブ）と呼ばれることが多い。自然及び天然資源の合理的利用と保護に関する科学的研究を国際協力のもとに行うことにより、環境問題の解決の科学的基礎を得ることを目的としている。生物圏保存地域も参照。

### 【あ行】

#### アニマルパスウェイ

Animal（動物）＋Pathway（通り道）を連結した造語。道路等で分断され、森林間の安全な移動が困難となった動物等のための吊り橋などの通り道のこと。

#### アニミズム

人間の霊魂と同じようなものが広く自然界にも存在するという考え。自然界にも精神的価値を認めこれを崇拜する宗教の原型のひとつで、世界各地でみられた。今日でも、各地域の先住民の間で現存し、また、さまざまな宗教や民俗、風習にもその名残がある。

#### 奄美群島自然共生プラン

奄美群島において“人と自然の共生”と呼ぶにふさわしい自然との関係を構築するという課題に対し、行政機関や地域住民などがとるべき行動を総合的に提案するために、県や地元市町村が一体となって平成15年9月に策定した計画で、自然との共生を目指した地域づくりの指針となっている。「共生への転換」、「地域多様性への転換」、「地域主体性への転換」の3つを基本的な理念とし、「自然共生ネットワークの形成」、「希少な野生動植物と森林の保全」、「エコツーリズムの推進」、「世界自然遺産登録に向けた取組」など9つの具体的な施策を盛り込んでいる。

#### 栄養塩類

炭素、水素、酸素以外の無機塩類として、植物の栄養に必要な、リン、窒素、カリウム、ケイ素などの主要元素とマンガン等の微量元素のこと。

## エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任をもつ観光のあり方。

## エコトーン（移行帯）

河岸や湖沼の沿岸等、生物の生息環境が連続的に変化する場所のこと。照度や温度、土壌に含まれる水分などが大きく変化する場所であるため、生息・生育する動植物の種類も豊かになる場合が多い。

### 【か行】

## 外来種・外来生物

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。外来種のうち、導入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

## かごしまの農林水産物認証制度

「K-GAP」を参照。

## 鹿児島湾ブルー計画

鹿児島湾の水質保全を図るため、行政、住民、事業者が一体となって総合的かつ長期的な展望に立った湾域の環境保全のための基本となる計画。各種の環境利用行為等を適切に誘導するためのガイドライン。

○対象地域：鹿児島湾域の6市2町（鹿児島湾に係る集水域内）

○現計画（第4期計画）期間：平成17～26年度（10年間）

## カルデラ噴火

広域火山灰をもたらす巨大噴火は、非常に短い期間で地下に蓄えた大量のマグマを放出するため、マグマが抜けた後の空隙に地盤が落ち込み、巨大な鍋状の地形を作る。この鍋状の地形を「カルデラ」と呼び、このような巨大噴火を「カルデラ噴火」という。また、噴火規模が大きく、あまりに広範な領域が破滅的状况になるものもあり、これらは「破局噴火」とも呼ばれる。本県は、加久藤カルデラ、始良カルデラ、阿多カルデラ（北、南）、鬼界カルデラなど破局噴火により南九州を中心に日本列島の生態系に大きな影響を与えた巨大カル

デラが集中している。

### 環境影響評価

環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、その事業について適正な環境配慮を行うこと。わが国においては、環境影響評価法等に基づき、道路やダム、鉄道、発電所などを対象にして、地域住民や専門家や環境担当行政機関が関与しつつ手続が実施されている。

### 環境文化

自然と共に生き、自然を損なうことなく糧を得ながら人々が形づくってきた独自の生活文化や、長年に亘って作り上げてきた人と自然との関わりのこと。

【16,17頁参照】

### 緩衝地域

自然保護地域設定の際の地域区分（ゾーニング）のひとつで、コアエリア（核心地域）を取り囲んで、保護地域外からの影響を緩和するための緩衝地域のこと。近年、世界自然遺産地域においても、遺産地域周辺の緩衝地域を設定し、一定の保全管理を行うことが求められるようになっている。

### 汽水

河川などから流出する淡水と、海洋の海水とが混合して形成される中間的な塩分濃度の水体のこと。汽水域は外海によって他の汽水域から隔離された環境となることが多いため、分布範囲の限られた特産種が多く、特異な生物相がみられることもある。

### グリーンインフラストラクチャー

「自然資本」を参照。

### グリーンツーリズム

農山漁村地域において、自然・文化、農林漁業とのふれ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

### 国内外来種

国内の他地域から人為的に持ち込まれた生物種。外国産種の外来種の国内移入とともに、島嶼部の多い本県においては、国内の他地域から持ち込まれた外来種による生態系や生物多様性に及ぼす影響が問題になっている。

### 個体群

ある地域にすむ同種の個体の集まりのこと。一般的に、個体間に交配などの相互関係があること、同種の他の個体群と隔離された集団であることを含む。

### 個体数調整

野生鳥獣の長期にわたる安定的な維持と被害の低減を図るため、生息状況、農林業被害などの実態などに応じて、対象鳥獣の個体数などに係る目標を設定し、捕獲または採取などの調整を行うこと。

### 固有種

ある国やその地域にしか生息・生育・繁殖しない生物学上の種のこと。

### 【さ行】

#### 里地里山

奥山自然地域と都市地域の間位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などで構成される地域概念。

#### 三国名勝図会

薩摩藩の地誌（全60巻）をもとに1905（明治38）年に和とじの20冊として刊行されたもの。藩命を受けた橋口兼古・五代秀堯・橋口兼柄・五代友古らが『薩藩名勝志』と、各地方から提出された「再撰帳」をもとに編纂した。なお、三国とは「薩摩」・「大隅」・「日向」のこと。【33,34頁参照】

#### 山川草木悉皆成仏

一切の生きとし生けるもの、植物や動物だけでなく、山や川や草木も、国土という環境世界も、皆ことごとく仏になる本質をもっているという意味。山川草木悉皆仏性、草木国土悉皆成仏とも言われる。

## ジオパーク

「大地の公園」ともいわれるもので、地形の成立ちと仕組み、地形と生態系や人間生活との関わりを考える公園。日本国内では日本ジオパーク委員会が、国際的な活動としてはユネスコが支援するNGO「世界ジオパークネットワーク」が認定を行っている。

## 自然公園

自然公園法に基づき、優れた自然の風景地に、その保護と利用を図るため区域を画して設けられる公園のこと。国が指定する国立公園、国定公園のほか、県が条例に基づいて指定する県立自然公園の3種類がある。

## 自然再生

過去に健全性の損なわれた生態系の修復や生物多様性の保全・回復の取組のこと。

## 自然資本（グリーンインフラストラクチャー）

経済学の資本の概念を自然に対して拡張したもので、自然の恵みを生み出す森林や海洋等を資本として扱う概念。近年、それを国家や企業の会計に取り入れる動きが注目されている。【45頁参照】

## 水源涵養機能

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。雨水が森林土壌を通過することにより、水質も浄化される。

## 生息地等保護区

「種の保存法」（1992年）に基づき、国内希少野生動植物種の生息・生育環境を保全するため必要に応じて指定される区域。（1）特にその種の生息・生育にとって重要な区域であって、その種の生態や生息環境等の特性から特に規制の高い区域である「管理地区」、（2）その他の区域である「監視地区」の2種類に区分される。県内では、平成8年に藺牟田池がベッコウトンボの生息地等保護区に指定されている。

## 生態系ネットワーク

エコロジカル・ネットワークともいう。保全すべき自然環境やすぐれた自然条件を有している地域を核として、生息・生育空間のつながりや適切な配置を考慮した上で、これらを有機的につないだネットワークのこと。ネットワークの形成により、野生生物の生息・生育空間の確保のほか、人と自然とのふれあいの場の提供、地球温暖化への適応策等多面的な機能が発揮されることが期待される。

## 生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）

生物圏保存地域（Biosphere Reserve）は、1976（昭和51）年からユネスコの自然科学セクターで実施されるユネスコ人間と生物圏計画における一事業として開始された事業である。世界自然遺産が、顕著な普遍的価値を有する自然地域を保護・保全するのが目的であるのに対し、ユネスコエコパークは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的としており、保護・保全だけでなく自然と人間社会の共生に重点が置かれている。国内では、ユネスコエコパークとも呼称されている。本県では昭和55年に屋久島が登録されている。

## 生物地理区

生物の地理的分布によって、地球上を分割した区域。生物の地理的分布は、海洋・山脈など移動の障害となる地形や、大陸や島の接続と分断の歴史などによって規定される。これに基づき、地球上は6つの「植物区系界」と6つの「動物地理区」に大別されている。【13頁参照】

## 世界自然遺産

世界遺産とは、世界遺産条約に基づき、世界遺産一覧表に掲載された、人類共通のかけがえのない財産として、将来の世代に引き継いでいくべき宝物であり、文化遺産と自然遺産がある。自然遺産に登録されるためには4つの評価基準「地形・地質」「生態系」「自然景観」「生物多様性」のいずれかを満たす必要がある。本県では、平成5年に屋久島が登録されており、現在、奄美群島の登録を目指している。

## 専門的捕獲従事者

野生動物保護管理に関する専門的知識・経験を有する専門家で、管理捕獲に専従的に携わる者のこと。狩猟（ハンティング）とは異なる駆除（カリング）の担い手として、今後、捕獲の中核を担うことが期待されている。



## 総合的病害虫管理・雑草管理

「IPM」を参照。

## 造礁サンゴ

サンゴ礁を作るサンゴ類の種称。刺胞動物のうち、イシサンゴ目、アナサンゴモドキ目、アオサンゴ目、ヤギ目及びクダサンゴ科に属するものをいう。石灰質の骨格をもち、褐虫藻を共生させて、その光合成による養分補給を受けるため成長が速い。なお、同じ石灰質の骨格をもつが、褐虫藻を共生させない非造礁サンゴとは区別されている。

## 【た行】

### 田の神

田を守り稲作の豊穰をもたらす神のこと。その伝承は全国各地で見ることができるが、南九州特有の田の神としては、鹿児島県の薩摩・大隅、宮崎県の日向南部（旧薩摩藩の領内）にだけ見られる、石像の田の神があげられる。これらの田の神は、田の畦や田を見渡せる丘に立って水田を見守るものと、田の神講で座元から座元へ移される持ち回りのものとに分けられ、どちらも「タノカンサア」という名で親しまれている。

## 地球規模生物多様性概況（GBO：Global Biodiversity Outlook）

生物多様性条約事務局が地球規模の生物多様性の状況を評価した報告書。条約の実施状況を把握するために2001（平成13）年に第1版が、2010年目標の達成状況を評価するために第2版（2006（平成18）年）及び第3版（2010（平成22）年）が公表されている。

## 鳥獣管理の将来ビジョン

県内におけるシカ・イノシシ・サルによる農林作物被害や生態系被害の増加に対応するため、鹿児島県が2013（平成25）年3月に、鳥獣管理体制整備の基本的考え方を整理し、科学的・順応的な野生動物被害管理体制を整備することにより、農林業、生活環境及び生態系被害の軽減を図る目的で策定したものの。

## 鳥獣保護区特別保護地区

鳥獣保護区とは、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）」に基づき、鳥獣の保護繁殖を図るために環境大臣または都道府県知事が指定す

る区域。また、環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区に指定することができる。鳥獣保護区内においては、狩猟が認められないほか、特別保護地区内においては、工作物の新築や木竹の伐採など一定の開発行為が規制される。

### 天然記念物

学術上貴重で日本の自然を記念する動物（生息地、繁殖地、渡来地を含む）、植物（自生地を含む）、地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）として文化財保護法（1950（昭和25）年）に基づき指定されたもの。

### 同定

生物の特徴を調べ、その生物が、すでに種名の明らかになっている既存の生物のどのグループに当たるかを判断し、その生物の種名を明らかにすること。

### 特定外来生物

2004（平成16）年に制定された外来生物法により、「海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物であって、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるもの」として政令で定められる生物種のこと。

### 特定鳥獣保護管理計画

野生鳥獣の科学的・計画的保護管理を行うため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき都道府県が策定する計画。増えすぎたり、減りすぎた動物の種の地域個体群を特定し、適正な個体数に導くことを目的とする。

### 【な行】

#### 南島雑話

薩摩藩の上流の士の名越左源太時行が、奄美大島へ流刑されていた間（1850～1855年）に、「嶋中絵図書調方」の役目が命じられて記した奄美の自然や生活・文化について図解した民俗誌。「南島雑話」は、奄美大島の人々の暮らしぶりを衣・食・住、生業、冠婚葬祭、信仰、習俗等にわたり詳細に記録し、また、動植物を含む自然環境についても詳しく描かれている。

**【は行】****バイオマス**

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。「資源作物系」，「廃棄物系」に分かれ，「資源作物系」にはサトウキビやトウモロコシなどの糖質系作物や菜種などの油糧作物があげられ，「廃棄物系」には，廃棄される紙，家畜排せつ物，食品廃棄物，建設発生木材，黒液，下水汚泥などがある。

**バイオミミクリー**

自然界にある形態や機能を模倣したり，そこからヒントを得ることで，人間界の問題を解決したり，画期的な技術・革新をもたらすこと。

（例）カワセミのくちばしをまねた，空気抵抗の少ない新幹線の先頭車両のデザインなど

【6頁参照】

**ヒートアイランド**

都市部において，高密度にエネルギーが消費され，また，地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われていることから，水分の蒸発による気温の低下が妨げられ，郊外部よりも気温が高くなる現象。

**ビオトープ**

ギリシャ語の生物を意味する「bios」とドイツ語の場所を意味する「Topes」の合成語。「特定の生物群集が生存できるような，特定の環境条件を備えた均質なある限られた生物生息空間」のことをいい，具体的には池沼，湿地，草地，里山林等さまざまなタイプがある。

**ブルー・ツーリズム**

漁村において自然・文化，漁業体験や人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動をいう。

**【ま行】****ミレニアム生態系評価**

国連の主唱により2001（平成13）年から2005（平成17）年度にかけて行われた，地球規模の生態系に関する総合的評価。95か国から1,360人の専門家が参加して，生態系が提供するサービスに着目し，それが人間の豊かな暮らしにどのように関係しているか，生物多様性の損失がどのような

影響を及ぼすかを明らかにした。これにより、これまであまり関連が明確でなかった生物多様性と人間生活との関係が分かりやすく示されている。

## 【や行】

### 屋久島環境文化村構想

平成4年に本県が策定した構想。屋久島の豊かな自然とその自然の中で作り上げられてきた自然と人間のかかわり（環境文化）を手がかりとして、屋久島の自然のあり方や、地域の生活、生産活動を学ぶ「環境学習」を通じて、自然と人間の共生を実現しようとする新しい地域づくりの試みのこと。この構想は、屋久島環境文化懇談会（下河辺淳氏ほか22名：計画の理念を検討）、屋久島環境文化村研究会（平田正平氏ほか27名：地元の意見を集約し、積極的に提案等をおこなう）、屋久島環境文化村マスタープラン研究委員会（田川日出夫氏ほか10名：構想の実効性を高める）の3つの組織において島民を巻き込んだ活発な議論を経て、とりまとめられた。【16,35,56,67,81,82,83頁参照】

### ユネスコエコパーク

「生物圏保存地域」を参照。

## 【ら行】

### ラムサール条約

正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。1971（昭和46）年に採択、1975（昭和50）年に発効し、日本は1980（昭和55）年に加入。国際的に重要な湿地及びそこに生息、生育する動植物の保全と賢明な利用を推進することを目的としている。平成25年3月現在、わが国では46か所の湿地が登録されている。鹿児島県では、蘭牟田池、屋久島永田浜が2005（平成17）年に指定されている。

### 琉球弧

日本列島西南端の九州島から南約1,260kmの洋上に分布する199余の島々のこと。地理学上で「南西諸島」「琉球列島」などと総称される。

現在の行政区分上では北半分の薩南諸島38島は鹿児島県に、南半分の琉球諸島161島は沖縄県に所属する。

## レッドデータブック

レッドリストに掲載されている種について生息状況や減少要因等を取りまとめた本。日本では、1991年に環境庁（現・環境省）が『日本の絶滅のおそれのある野生生物』というタイトルでレッドデータブックを作成し、2000年からはその改訂版が、植物や動物の大きなグループごとに順次発行されている。「鹿児島県レッドデータブック」は、法的規制等の強制力を伴うものではないが、県民の方々に貴重な野生生物の現状を理解し、自然との共生のあり方を考えていただくことを目的に作成したものの。

## レッドリスト

日本の絶滅のおそれのある野生生物種のリスト。日本に生息又は生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してリストにまとめたもの。

### 【わ行】

#### 渡瀬線

屋久島・種子島と奄美諸島の間にある吐喝喇（トカラ）海峡を東西に横切る生物地理上の境界線であり、渡瀬線により2つの生物地理区に分けられる。生物地理区とは、生物分布パターンにより地球上を区分したものである。動物学者の渡瀬庄三郎が確認したことから命名された。日本の動植物の分布を区分する重要な境界線。【13,14頁参照】

生物多様性鹿児島県戦略に係る策定の経緯

年 月 日	内 容
平成24年 7月25日	第1回鹿児島県生物多様性懇談会 ・懇談会開催の趣旨説明 ・鹿児島県の生物多様性の現状説明 等
10月18日	第2回鹿児島県生物多様性懇談会 ・戦略に盛り込むべき理念, キーワード等についての検討 等
12月25日	第3回鹿児島県生物多様性懇談会 ・戦略に盛り込むべき理念, キーワード等についての検討 ・生物多様性の危機, 戦略の役割についての意見交換 等
平成25年 1月17~18日	鹿児島県生物多様性懇談会奄美現地視察・意見交換会 ・奄美地域の現地視察, 民間団体等との意見交換
1月31日	第4回鹿児島県生物多様性懇談会 ・戦略に盛り込むべき理念, キーワード, 施策等についての検討 等
8月1日	第1回生物多様性鹿児島県戦略検討会議 ・戦略の構成についての検討 等
8月8日	第1回生物多様性戦略庁内連絡会議 ・戦略の構成についての検討 等
10月7日	第2回生物多様性戦略庁内連絡会議 ・戦略の骨子案についての検討 等
10月10日	第2回生物多様性鹿児島県戦略検討会議 ・戦略の骨子案についての検討 等
11月12日	第3回生物多様性戦略庁内連絡会議 ・戦略の素案についての検討 等
11月26日	第3回生物多様性鹿児島県戦略検討会議 ・戦略の素案についての検討 等
12月12日	第4回生物多様性鹿児島県戦略検討会議 ・戦略案についての検討
平成26年 1月	県議会説明
1月15日 ~2月14日	パブリックコメント
1月~2月	県民との意見交換会
1月~2月	パブリックコメントを踏まえた修正案作成
2月10日	第4回生物多様性戦略庁内連絡会議 ・戦略案について検討
2月19日	第5回生物多様性鹿児島県戦略検討会議 ・戦略案について検討
3月31日	「生物多様性鹿児島県戦略」の策定



## 鹿児島県生物多様性懇談会設置要綱

## (設置)

第1条 鹿児島県における生物多様性の保全と持続可能な利用に関する理念や行動計画等を内容とする「生物多様性かごしま県戦略（仮称）」（以下「戦略」という。）を策定するため有識者から意見を聴く、「鹿児島県生物多様性懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 戦略の策定に当たり、専門的かつ総合的な立場から意見を述べること。
- (2) その他、戦略の策定に必要な事項。

## (組織)

第3条 懇談会は、知事が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 懇談会に座長、座長代理を置く。
- 3 座長は、委員の互選により選任する。
- 4 座長代理は、座長が指名し、座長を補佐する。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は平成25年3月31日までとする。

## (会議)

第5条 懇談会は、必要に応じ座長が招集し、座長が進行する。

- 2 座長は必要に応じて、委員以外の者を懇談会に出席させ、意見を聴くことができる。

## (会議の公開)

第6条 懇談会は公開を原則とするが、懇談会で協議の上、非公開とすることができる。

## (事務局)

第7条 懇談会の庶務を処理するため、事務局を鹿児島県環境林務部自然保護課に置く。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成24年7月5日から施行する。
- 2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

鹿児島県生物多様性懇談会委員名簿

氏名	所属等	備考
小野寺浩	鹿児島大学客員教授 東京大学特任教授	環境行政, 自然保護
門田晶子	浏上印刷社長	メディア, 企業
ジェフリー・アイリッシュ	鹿児島国際大学准教授	民族学, 限界集落
服部正策	東京大学医科学研究所准教授	動物学, 奄美の自然
深港恭子	薩摩伝承館学芸員	文化, 美術
宮本句子	鹿児島大学准教授	植物学, 希少種
米田健	鹿児島大学教授	森林生態学, 島嶼生態系
鷺谷いづみ	東京大学大学院教授	保全生態学

## 生物多様性鹿児島県戦略検討会議設置要綱

## (設置)

第1条 鹿児島県における生物多様性の保全と持続可能な利用に関する理念や行動計画等を内容とする「生物多様性鹿児島県戦略（仮称）」（以下「戦略」という。）を策定するにあたり必要な事項を検討することを目的として、「生物多様性鹿児島県戦略検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 戦略の策定に当たり、専門的かつ総合的な立場から意見を述べること。
- (2) その他、戦略の策定に必要な事項。

## (組織)

第3条 検討会議は、知事が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 検討会議に座長、座長代理を置く。
- 3 座長は、委員の互選により選任する。
- 4 座長代理は、座長が指名し、座長を補佐する。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は平成26年3月31日までとする。

## (会議)

第5条 検討会議は、必要に応じ座長が招集し、座長が進行する。

- 2 座長は必要に応じて、委員以外の者を検討会議に出席させ、意見を聴くことができる。

## (会議の公開)

第6条 検討会議は公開を原則とするが、検討会議で協議の上、非公開とすることができる。

## (事務局)

第7条 検討会議の庶務を処理するため、事務局を鹿児島県環境林務部自然保護課に置く。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成25年7月12日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

生物多様性鹿児島県戦略検討会議委員名簿

氏 名	所 属 等
小野寺 浩	鹿児島大学客員教授，東京大学特任教授，鹿児島県参与
島津 公保	島津興業顧問，商工会議所副会頭，県教育委員会委員長
中山 清美	奄美博物館館長
浜本 奈鼓	NPO法人くすの木自然館代表理事
早川 由美子	NPO法人P a n d A代表
福田 晴夫	元県立博物館館長
船越 公威	鹿児島国際大学国際文化学部教授
堀口 泰久	堀口製茶代表取締役，県農業経営者クラブ代表
宮本 旬子	鹿児島大学理工学部准教授
山本 智子	鹿児島大学水産学部准教授
米田 健	鹿児島大学名誉教授

## ●参考文献

- 環境省，2012，生物多様性国家戦略 2012-2020
- 生物多様性条約事務局，環境省，2010，地球規模生物多様性概況3
- (財)鹿児島県環境技術協会，2013，平成 24 年度かごしま自然環境保全連携ネットワーク事業業務委託報告書，鹿児島県
- 鹿児島県環境林務部自然保護課，鹿児島大学鹿児島環境学研究会，2013，鹿児島の 100 人 100 の風景，南日本新聞社
- (財)鹿児島県環境技術協会，2010，平成 22 年度鹿児島県環境基本計画策定基礎調査業務委託報告書，鹿児島県
- 国立大学法人鹿児島大学，2014，平成 25 年度地域の環境文化に依拠した世界自然遺産のあり方に関する調査検討業務報告書
- 国立大学法人鹿児島大学，2012，平成 23 年度琉球弧の世界自然遺産登録に向けた科学的知見に基づく管理体制の構築に向けた検討業務報告書
- 屋久島環境文化懇談会，1992，屋久島環境文化懇談会報告，鹿児島県
- (財)自然環境研究センター，2012，平成 23 年度生物多様性評価の地図化に関する検討調査業務報告書，環境省
- 鹿児島商工会議所，2005，鹿児島観光・文化検定公式テキストブック かごしま検定，南方新社
- 鹿児島大学鹿児島環境学研究会，2011，鹿児島環境学Ⅲ，南方新社
- 環境省，2009，生物多様性地域戦略策定の手引き
- (財)屋久島環境文化財団，1996，図説屋久島
- 鹿児島県，2011，鹿児島県環境基本計画
- 鹿児島大学鹿児島環境学研究会，2009，鹿児島環境キーワード事典，南方新社
- 鹿児島県，2005，第4期鹿児島湾ブルー計画（第4期鹿児島湾水質環境管理計画）
- 鹿児島県，1992，屋久島環境文化村マスタープラン
- 鹿児島県，2003，奄美群島自然共生プラン
- 鹿児島県，2011，鹿児島県地球温暖化対策実行計画
- 堂本暁子，2010，生物多様性 リオからなごや「COP10」，そして…，ゆいぽうと
- 福田晴夫，1992，鹿児島のチョウ，春苑堂出版
- 山村則男，2011，生物多様性どう生かすか 保全・利用・分配を考える，昭和堂
- 鹿児島県，2003，鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物（植物編），(財)鹿児島県環境技術協会
- 鹿児島県，2003，鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物（動物編），(財)鹿児島県環境技術協会
- 鹿児島県，2013，鳥獣管理の将来ビジョン

- 鹿児島県，2012，特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画
- 鹿児島県，2012，特定鳥獣（ヤクシカ）保護管理計画
- 経団連，2009，経団連生物多様性宣言
- 巖佐 庸・松本 忠夫・菊沢 喜八郎・日本生態学会，2003，生態学事典，共立出版
- (財)環境情報普及センター，E I Cネット環境用語集
- 環境省，生物多様性センターホームページ
- 環境省，環境省ホームページ
- 環境省，やんばる野生生物保護センターホームページ
- 気象庁，気象庁ホームページ
- 国立国会図書館，国立国会図書館ホームページ
- 鹿児島県，鹿児島県ホームページ
- 環境省，2007，環境・循環白書